

DCとは Defined Contribution の略 = 確定拠出年金のことです。

平成17年 9月 22日

**確定拠出年金の一部法改正による10月 1日
施行分の主な要点をまとめました。
今回の改正は加入者にとり少しながら条件が、
緩和された内容となっています。**

配分 運用指図の変更回数や運用実態
コールセンターへの質問等の分析 アン
ケート調査による実態把握などを行い、十
分にニーズを把握した上で加入者教育を
実施することとしています。

確定拠出年金制度の一部変更について

昨年「確定拠出年金法」の一部が改正され、本日は平成17年8月10日の厚生労働省年金局長通知をもとに、主な変更点などについてご案内させていただきます。

1. 脱退一時金相当額の移換

厚生年金基金の脱退一時金、確定給付企業年金の脱退一時金および厚生年金基金連合会(10月より企業年金連合会)の年金給付等積立金のいずれも確定拠出年金に移換できるようになります。

(ただし厚生年金基金および確定給付企業年金からの移換は加入期間20年未満で老齢給付金の受給資格がない者に限る。また、厚生年金基金の基本部分は連合会に権利義務が移転する。)

このとき、企業型年金規約には「個人別管理資産に充てる移換額」と「通算加入者期間に算入すべき算定基礎期間の範囲」を記載することとしています。

2. 投資教育の計画的な実施

これまで投資教育に関わる部分は「資産運用に関する情報提供」と言われていましたが、今回明確に「加入者教育」と改められました。

加入時には過去に運用指図を経験していないことから運用指図の意味の理解や運用による収益状況の把握など基礎的事項を中心とした実施に努めることとしており、加入後は既に運用指図を経験していることから再教育と関心喚起に重点を置き、金融商品の特徴や運用等の把握などまで広げるなど、より実践的で効果的な知識習得を目指すこととしています。

その際、事前に運用商品に対する資産

3. 加入資格喪失者の脱退一時金請求

加入者が資格喪失する場合に、それまで積立てた資産が1万5,000円以下であるとき、事業主返還制度の対象になっていなければ脱退一時金として直接請求することができます。また、個人型に拠出できない人については、拠出期間に関係なく資産が50万円以下の場合は、一旦個人型に移換したのち、引き出すことも可能となります。

(従来は拠出期間が3年以下で個人型に拠出できない人の場合に限り、請求可能であった。)

こうした措置は、確定拠出年金が基本的に60歳になるまで引き出せないため、少額の積立額しかない資格喪失者の積立金が手数料等により失われてしまう事態から救済しようという理念によるものです。

[脱退一時金請求時の必要書類]

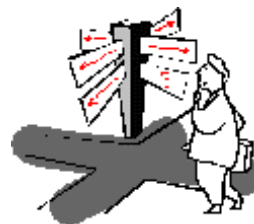
企業型1万5,000円以下のケース

- ・ 裁定請求書(一時金)
- ・ 印鑑証明書(3ヶ月以内発行のもの)

個人型50万円以下のケース(上記外)

- ・ 脱退一時金裁定請求書兼個人別管理資産移換依頼書
- ・ 住民票(3ヶ月以内発行のもの)
- ・ その他証明書類

以上



制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したのですが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。